

長岡市職員倫理に関する検討委員会設置要領

(設置)

第1条 本市職員が市発注工事の入札に関する情報を漏えいした事件を受け、職員の倫理観の向上並びに利害関係者及び議員（秘書を含む。）との関わり方のルールについて検討し、職務遂行の公正性の保持と公務に対する社会的信用の回復を図るため、長岡市職員倫理に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 長岡市職員倫理・行動指針の策定及びそれを活用した意識・行動の定着を図る取組み並びにその他職員の倫理観向上に関する取組みに関する事項
- (2) 利害関係者及び議員（秘書を含む）との関わり方のルールに関する事項
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、5人以内の委員で組織する。

2 委員は、市長が任免する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、市長が委員の中から指名する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部人事課で処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成31年2月25日から施行する。